

子育てのための施設等利用給付の認定について

子育てのための施設等利用給付とは・・・

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、保育料とともに認定こども園（1号）の預かり保育や子育て支援センターの一時保育事業等の利用料も無償化の対象となりました。

無償化の対象となる方、対象となる事業

施設等利用 給付認定区分	保育の 必要性	認定要件	対象施設	無償化上限額 (月額)	備考
新2号認定	有	3歳児以上（3歳の誕生日を過ぎて最初の4月1日以降）の 保育の必要性がある 子ども	認定こども園（1号）が行う預かり保育事業	11,300円 ※利用日数に応じて、月額の上限額が変動します (450円×利用日数)	保育所、認定こども園に入所していない方が対象です。
			子育て支援センターが行う一時保育事業 ファミリー・サポート・センター事業（すきやきたい） ※送迎のみは対象外	37,000円	
新3号認定	有	3歳児未満（0歳から3歳の誕生日を過ぎて最初の3月31日まで）で 保育の必要性があり、住民税非課税世帯 の子ども	認定こども園（1号）が行う預かり保育事業	16,300円 ※利用日数に応じて、月額の上限額が変動します (450円×利用日数)	保育所、認定こども園に入所していない方が対象です。
			子育て支援センターが行う一時保育事業 ファミリー・サポート・センター事業（すきやきたい） ※送迎のみは対象外	42,000円	

保育の必要性の認定基準

- ① 1ヶ月当たり48時間以上の就労（令和3年度からは64時間以上）
- ② 妊娠・出産 ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居または長期入院している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動（起業準備含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ その他、上記の事由に類する状態として認められた場合（出産後1年以内であって、出産にかかる子の育児のため兄または姉の保育の確保が必要である等）

認定を受けるためには、申請が必要です。

☆「施設等利用給付認定申請書」に必要事項を記載し、役場子ども未来課に提出してください。
(こども園または保育所に用意してあります。)

☆申請書提出の際には「保育の必要性の認定基準」に該当することを確認できる書類を添付してください。

例：就労証明（所定様式あり）、母子手帳出産予定日記載面の写し等

☆翌年度以降も引き続き保育の必要性を有していることを確認するため、毎年2月に現況の調査を行います。

お問い合わせ先：本別町子ども未来課 ☎0156-22-8130